阪航調設契第2212号

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件　　名　令和８年度大分空港制限表面障害物調査

開 札 年 月 日　令和8年9月24日　　（落札決定日　令和8年10月20日　）

入 札 執 行 官 署　大阪航空局

落　札　金　額　￥16,280,000 －

落　　札　　者　株式会社弘洋第一コンサルタンツ

予 定 価 格　￥21,624,849 －

積　　算　　額　￥21,624,849 －　　入札書比較価格（予定価格の100/110）　￥19,658,954 －

調 査 基 準 価 格　￥17,037,193 －　　調 査 基 準 価 格 の 100/110　￥15,488,358 －

低入札価格調査実施済　第1回目落札

入札参加者	第１回入札	第２回入札	摘　要
	入札金額	入札金額	
株式会社弘洋第一コンサルタンツ	14,800,000		落札
株式会社パスコ	18,200,000		
アジア航測株式会社	24,121,000		
エアロトヨタ株式会社	31,000,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。
※本件は、予算決算及び会計令86条第1項の規定に基づく調査を実施し、
令和8年10月20日に落札者を決定した。

低入札価格調査の実施概要（測量及び建設コンサルタント等）

件　　名 ： 令和８年度大分空港制限表面障害物調査

発 注 機 関 名 ： 大阪航空局

調査対象業者名 ： 株式会社弘洋第一コンサルタンツ

項　　目	内　　容
(1) その価格により入札した理由	調査対象者は、当局発注の「令和６年度松山空港制限表面障害物調査」、「令和３年度広島空港制限表面障害物調査」をはじめとして空港の障害物調査について、過去10年で10件受注するなど十分な業務経験を有しており、また配置予定管理技術者は同種業務の実績が豊富で、作業に精通していることから、効率的な業務遂行が可能であること、また自社保有の機材の他、空中写真撮影に必要な航空機等について再委託先と優先使用の覚書が締結されていることなどから、確実な作業の実施が可能と見込まれる。 また、空中写真測量を用いた調査実績に関する豊富な実績を有しており、本業務を受注することで、大手事業者に劣らない技術力及び業務遂行能力を示すとともに、当該技術の維持・継承を図りたいとのことであった。このため、法定福利費、福利厚生費及び租税公課等の必要額を確保したうえで、その他の役員報酬、交際費、広告宣伝費、事務用品費等について採算割れの無いよう削減を図り、当該価格で入札したものとしており、説明内容は概ね妥当なものと認められた。

(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名及び担当者3名の計6名が配置予定であり、また、各担当技術者及び担当者は適正に業務分担されるなど、予定技術者は適切に配置されており履行体制に問題はないと思料される

(3) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者1名及び担当者3名の手持業務（契約金額500万円以上の業務）を確認したところ、低入札価格調査資料の提出時点で管理技術者6件、照査技術者7件、担当技術者6件、担当者6件、7件、4件として報告があり、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）等の契約関係書類において、その全ての案件が実在することを確認した。 通常時の手持ち業務数について調査対象者にヒアリングした結果、業務内容により異なるが、1人当り10件および契約金額2億円程度を目安としている旨の回答があり、現時点で配置予定の各技術者の業務量に余裕があることを確認した。 また、管理技術者の手持ち案件6件のうち2件は担当業務内容であるMMS（ﾓｰﾋﾞﾙﾏｯﾋﾟﾝｸﾞｼｽﾃﾑ）による現場計測が既に完了しているため、今後作業は発生しない案件であるとの追加説明がヒアリングであるなど、手持業務の量について契約対象業務の実施に支障がないことを確認した。
(4) 手持機械の状況	空中写真測量に必要な航空機等は優先使用の覚書を締結している再委託先が保有しており、それ以外の作業である写真地図作成、障害物調査に必要なデジタル図化機や測量関係機器は自社で保有していることから、当該業務での使用に支障はないものと思料される。

(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	調査対象者より提出された、配置予定の技術者が従事した当該調査業務と同種の空中写真測量を用いた調査の業務実績は、過去3か年で16件あり、その全てが実在することを確認した。 なお、確認した16件のうち低入札価格案件が1件確認された。低入札価格案件は当局発注の「令和６年度松山空港制限表面障害物調査」であり、担当課である空港管理課に確認したところ、適切に業務が完了していることが確認できた。また、その他15件についても適切に業務が完了していることが確認できた。 空港の障害物調査について、過去10年で10件実施するなど業務の経験が豊富であり、契約対象業務に要する経費の低減に資しているものと考えられる。

(6) 経営内容		調査対象業者の経営状況は、直近３カ年分（令和5年4月1日～令和8年6月30日）の決算報告書等から、健全な経営が行われていると判断する。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討		配置予定の各技術者の手持業務の状況や、過去において受注した同種業務の実績から、技術面において問題があるとは認められなかったことから、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとは認められなかった。
(8) (5)の建設コンサルタント業務等の成績状況		過去に受注した調査業務は、いずれも問題な履行されていることを確認した。
(9) 経営状況		問題なし。
(10) 信用状況	法令違反の有無	無
	賃金不払いの状況	無
	下請代金の支払遅延状況等	無
	建設コンサルタント登録等における消除等の履歴	無
(11) その他の必要な事項		無